

防犯カメラ設置・運用細則

(目的)

第1条 この細則は、秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人（以下「管理組合法人」という。）

規約第18条の規定に基づき設置した防犯カメラ設備の利用にあたり、防犯の向上と居住者の安全を図り、設備の適正かつ有効な活用のため、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置の手続き)

第2条 防犯カメラの新設、増設、撤去（一部撤去を含む）または取り付け位置の変更については、団地総会の決議を経なければならない。

2 防犯カメラの設置角度の変更については、理事会の決議を経なければならない。

3 防犯カメラの記録映像の範囲は、秦野南が丘さつき東住宅団地敷地及び共用部分とする。

(管理・運用)

第3条 防犯カメラ設備（画像データの保管を含む）の管理・運営は理事長が行う。また理事長は、防犯カメラの性格を理解し、居住者等の個人情報およびプライバシーの保護に十分留意した管理・運営を行うものとする。

(再生・閲覧)

第4条 画像データの閲覧を希望する者は、閲覧の必要性を記載した防犯カメラ映像閲覧申請書兼誓約書（別紙様式）により理事長宛に申請しなければならない。

2 第1項の防犯カメラ映像閲覧申請書兼誓約書を受理した理事長は、その内容により閲覧の是非に関する判断を行い、必要があると認められる場合、理事長立ち会いのもと閲覧するものとする。ただし、閲覧することに緊急性がある場合であって理事長の立ち会いが困難な場合は、理事長は代理人を任命することができる。

3 理事長は次の各号に該当する場合には、犯人および加害者の特定をする場合に限り、画像データの再生・閲覧を認めるものとする。

- 一 窃盗、痴漢、汚損および毀損等の犯罪行為が発生した場合
- 二 他の居住者に著しい迷惑を及ぼす行為があった場合
- 三 共用部分等および駐車車両等への悪質ないたずらがあった場合
- 四 その他理事長が画像データの再生・閲覧の必要性を認めた場合

(守秘義務)

第5条 閲覧する者は、閲覧によって知り得た内容について守秘義務を負い、第三者に閲覧内容を漏らしてはならない。

(犯罪捜査への協力)

第6条 刑事事件等において、犯罪捜査に必要と認める該当箇所については、警察等捜査機関により閲覧、証拠提出を求められた場合、理事長は閲覧させ証拠提出をすることがで

きる。

附 則

この細則は、平成30年5月20日から施行する。

申請年月日 年 月 日

秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人
理 事 長 殿

申請者
部屋番号 棟 号室
氏 名 印

防犯カメラ映像閲覧誓約書兼申請書

次のとおり、防犯カメラの映像の閲覧を申請致します。

なお、閲覧申請希望の下記映像の内容については決して第三者に口外せず、その秘密を厳守することを閲覧同伴者一同誓約致します。

1 閲覧希望日時		年 月 日 時 分～ 時 分
2 閲覧同伴者氏名 (同伴の方の署名・押印要)		
3 閲覧理由 (目的)		
4 映像	(1) 日 時	年 月 日 時 分～ 時 分
	(2) 場 所	

..... キリトリセン
平成 年 月 日

棟 号室
様

上記、申請書に基づいて閲覧を [承認 ・ 不承認] します。

不承認の場合の理由

.....

秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人
理事長 _____ 印